

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

農産物検査法(昭和26年法律第144号)等関係法律の一部改正に伴い、手数料の追加等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による農産物検査法(昭和26年法律第144号)の改正により、登録検査機関の登録等にかかる事務が県に移譲されることから、当該登録等の申請に対する審査の手数を新たに設定することとします。(第2条関係)
- (2) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。(第3条、別表第57関係)
- (3) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)および介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成18年厚生労働省告示第265号)の一部改正に伴い、主任介護支援専門員更新研修の受講に係る手数料を新たに設定することとします。(別表第63の2関係)
- (4) 長期使用構造等とするための措置および維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)の一部改正に伴い、長期優良住宅認定制度において、既存住宅を増築または改築し、長期優良化する際の認定基準が追加されることに伴い、増築または改築時の長期優良住宅に係る認定の申請の審査に対する手数料を新たに設定することとします。(別表第67関係)
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行による都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の手数料等を改正することとします。(第2条、別表第68関係)
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等および建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料等を設けることとします。(第2条、別表第69関係)
- (7) その他
 - ア この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和 24 年滋賀県条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 34 号の次に次の 1 号を加える。

(34) の 2 農産物検査法に基づく事務手数料

農産物検査法施行令(平成 7 年政令第 357 号。以下この号において「政令」という。)第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づく農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号。以下この号において「法」という。)第 17 条第 1 項の規定による登録検査機関の登録の申請(登録の更新の申請を除く。)に対する審査の手数料 1 件につき 150,000 円

政令第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づく法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 1 項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1 件につき 10,100 円

政令第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく法第 19 条第 2 項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査の手数料

法第 17 条第 4 項第 3 号および第 5 号に掲げる事項に係るもの 1 件につき 30,000 円

法第 17 条第 4 項第 4 号に掲げる事項に係るもの 1 件につき 150,000 円

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(88) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料 別表第 69 に定める額

第 3 条第 1 項の表第 11 号および別表第 57(4)の項中「第 3 条第 1 号」を「第 2 条第 1 号」に改める。

別表第 57(5)の項中「第 3 条第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

別表第 63 の 2 に次のように加える。

(12) 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号) 第 140 条の 68 第 1 項第 2 号に掲げる主任介護支援専門 員更新研修の受講料	1 時間につき	470
--	---------	-----

別表第 67 を次のように改める。

別表第 67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額	
	新築	増築または改築
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料		
ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合		
(ア) 建築しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）が一戸建て住宅のとき		
a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの	44,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、16,000円）	69,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）
b 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	66,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）	103,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円）
c 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	89,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、33,000円）	138,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円）
(イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a) 床面積の合計が500平方メー	60,000円（評価書面の	94,000円（評価書面の添

トル以内のもの	添付がなされたものにあつては、16,000円)	付がなされたものにあつては、26,000円)
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)	148,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円)	311,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	350,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)	542,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、122,000円)
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	611,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、116,000円)	945,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、181,000円)
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,125,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000円)	1,741,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、328,000円)
(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,630,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)	2,522,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、457,000円)
(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	2,007,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、363,000円)	3,105,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、563,000円)
b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	40,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)	61,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	65,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)	100,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、36,000円)
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	116,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)	179,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、62,000円)

(d) 床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	216,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、74,000 円)	334,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、115,000 円)
(e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	358,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000 円)	554,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000 円)
(f) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	665,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、227,000 円)	1,030,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、352,000 円)
(g) 床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	926,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、311,000 円)	1,433,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、482,000 円)
(h) 床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	1,122,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、371,000 円)	1,737,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、575,000 円)
イ 法第 6 条第 2 項の規定による申出がある場合	アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第 6 条第 2 項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認または同法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第 43 の規定により算定して得られる額を加算した金額	アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第 6 条第 2 項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による建築物の確認または同法第 18 条第 2 項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第 43 の規定により算定して得られる額を加算した金額
(2) 法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優	(1) の項に掲げる場合、	(1) の項に掲げる場合、

良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、16,000円）	住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、26,000円）
(3) 法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	16,000円	
(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	16,000円	

注1 この表において「評価書面」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面をいう。

2 (2)の項の床面積は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第68(2)の項を次のように改める。

(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (7) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	231,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円） 364,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円） 512,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円）
--	---

d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	円) 627,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、125,000 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	738,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、156,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	840,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、194,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の もの	1,043,000 円(評価書面の添付が なされたものにあつては、 270,000 円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	91,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、14,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	147,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、30,000 円)
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	232,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、81,000 円)
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	300,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、125,000 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	359,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、156,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	419,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、194,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上の もの	540,000 円(評価書面の添付がな されたものにあつては、270,000 円)

イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(7) 一戸建て住宅	
a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	45,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	48,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,000円)
(4) 共同住宅または長屋住宅	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、13,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	121,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	197,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、46,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	278,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	534,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、126,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	936,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,709,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分に

ついてイに掲げる建築物の区分
に応じて定める金額を加算した
金額

別表第 68 注 3 を同表注 4 とし、同表注 2 中「戸数および」および「戸数の 2 分の 1（その数に 1 に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数）および」を削り、同表注 2 を同表注 3 とし、同表注 1 中「評価書面」を「評価書面」に改め、同表注 1 を同表注 2 とし、同表に注 1 として次のように加える。

注 1 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

別表第 68 の次に次の 1 表を加える。

別表第 69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区 分	金 額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下この表において「法」という。） 第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第 30 条第 2 項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (ア) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	230,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円）
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	362,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円）
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	510,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円）
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	625,000 円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000 円）

e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	736,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 154,000 円）
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	838,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 192,000 円）
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,041,000 円（評価書面の添付 がなされたものにあつては、 268,000 円）
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	89,000 円（評価書面の添付がな されたものにあつては、12,000 円）
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平 方メートル未満のもの	145,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 28,000 円）
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	230,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 79,000 円）
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	298,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 123,000 円）
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	357,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 154,000 円）
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	417,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 192,000 円）
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	538,000 円（評価書面の添付が なされたものにあつては、 268,000 円）
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途 に供するものである場合	
(7) 一戸建て住宅	
a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	43,000 円（評価書面の添付がな

	されたものにあつては、6,000円)
b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	47,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)
(イ) 共同住宅または長屋住宅	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額

<p>(2) 法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（法第 30 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料</p>	<p>(1)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(3) 法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料</p>	<p>(1)の項の規定により算定して得られる金額(法第 29 条第 2 項第 3 号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,800 円)</p>
<p>(4) 法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料</p>	<p>(3)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(5) 法第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p>	

(7) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	230,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	362,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円)
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	510,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	625,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	736,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	838,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,041,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000 円)
(4) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	89,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円)
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	230,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円）
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000円）
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000円）
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	538,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000円）
イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
(ア) 性能基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	43,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）
(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	47,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円）
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	76,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）
(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円）
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円）
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、

	78,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	532,000 円 (評価書面の添付が なされたものにあつては、 124,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	934,000 円 (評価書面の添付が なされたものにあつては、 186,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,707,000 円 (評価書面の添付 がなされたものにあつては、 282,000 円)
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けよう とするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	22,000 円 (評価書面の添付がな されたものにあつては、6,000 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,000 円 (評価書面の添付がな されたものにあつては、6,000 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	36,000 円 (評価書面の添付がな されたものにあつては、11,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	59,000 円 (評価書面の添付がな されたものにあつては、21,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	102,000 円 (評価書面の添付が なされたものにあつては、 44,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	152,000 円 (評価書面の添付が なされたものにあつては、 78,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	275,000 円 (評価書面の添付が なされたものにあつては、

	124,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	462,000 円 (評価書面の添付が なされたものにあつては、 186,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	807,000 円 (評価書面の添付が なされたものにあつては、 282,000 円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に 供するものであるとき	住宅の用途以外の用途に供する 部分についてアに掲げる評価の 方法の区分に応じて定める金額 に、住宅の用途に供する部分に ついてイに掲げる建築物の区分 に応じて定める金額を加算した 金額

注 1 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

2 この表において「評価書面」とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。

3 (3)の項 ((4)の項において算定する場合を含む。)において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。

4 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)の規定に基づき定められた基準をいう。

5 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

付 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 滋賀県収入証紙条例(昭和39年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中「第34号」を「第34号の2」に、「および第84号から第86号まで」を「第84号から第86号までおよび第88号」に改める。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(75) 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) 省略</p> <p>(追加)</p> <p>(35)～(87) 省略</p> <p>(追加)</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(75) 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(34) 省略</p> <p><u>(34)の2 農産物検査法に基づく事務手数料</u> <u>農産物検査法施行令(平成7年政令第357号。以下この号において「政令」という。)</u> 第5条第1項第2号の規定に基づく農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下この号において「法」という。)第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の申請(登録の更新の申請を除く。)に対する審査の手数料 1件につき 150,000円</p> <p><u>政令第5条第1項第4号の規定に基づく法第18条第3項において準用する法第17条第1項の規定による登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査の手数料 1件につき 10,100円</u></p> <p><u>政令第5条第1項第6号の規定に基づく法第19条第2項の規定による登録検査機関の変更登録の申請に対する審査の手数料</u> <u>法第17条第4項第3号および第5号に掲げる事項に係るもの 1件につき 30,000円</u> <u>法第17条第4項第4号に掲げる事項に係るもの 1件につき 150,000円</u></p> <p>(35)～(87) 省略</p> <p><u>(88) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数</u></p>

第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。

(1)～(10) 省略		
(11) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号に規定する技能検定試験	別表第57(4)の項に定める手数料	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第4項に規定する都道府県職業能力開発協会
(12)および(13) 省略		

2 省略

第4条～別表第56 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料 アおよびイ 省略	
(5) 職業能力開発促進法施行令第3条第2号の規定に基づく合格証書の再交付の手数料	同 2,000

注 省略

料 別表第69に定める額

第3条 知事が次の表の各号の左欄に掲げる試験等に関する事務を当該各号の右欄に掲げる者に行わせることとした場合においては、第1条の規定にかかわらず、当該者が行う同表の各号の左欄に掲げる試験等を受けようとする者は、それぞれ当該各号の中欄に掲げる手数料を当該各号の右欄に掲げる者に納めなければならない。

(1)～(10) 省略		
(11) 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第2条第1号に規定する技能検定試験	別表第57(4)の項に定める手数料	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第4項に規定する都道府県職業能力開発協会
(12)および(13) 省略		

2 省略

第4条～別表第56 省略

別表第57

職業能力開発促進法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(3) 省略	
(4) 職業能力開発促進法施行令第2条第1号の規定に基づく技能検定試験の手数料 アおよびイ 省略	
(5) 職業能力開発促進法施行令第2条第2号の規定に基づく合格証書の再交付の手数料	同 2,000

注 省略

別表第58～別表第63 省略

別表第63の2

介護保険法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(11) 省略	
(追加)	

別表第64～別表第66 省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額	
	新築	増築または改築
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料		
ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合		
(7) 建築しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）が一戸建て		

別表第58～別表第63 省略

別表第63の2

介護保険法に基づく事務手数料

区分	金額
(1)～(11) 省略	
(12) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第2号に掲げる主任介護支援専門員更新研修の受講料	1時間につき 470

別表第64～別表第66 省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額	
	新築	増築または改築
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料		
ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合		
(7) 建築しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。）		

住宅のとき	
a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの	44,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面（以下この表において「評価書面」という。）の添付がなされたものにあつては、16,000円）
b 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	66,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）
c 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	89,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、33,000円）
(イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて

以下この表において同じ。）が一戸建て住宅のとき		
a 床面積の合計が100平方メートル以内のもの	44,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、16,000円）	69,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円）
b 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	66,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円）	103,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、38,000円）
c 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	89,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、33,000円）	138,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円）
(イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床

	定める金額を加算した金額
a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額	
(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	60,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、16,000円)
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円)
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	350,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	611,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、116,000円)
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル	1,125,000円 (評価書面の添付がなされたもの

	積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	60,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、16,000円)	94,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	96,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)	148,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	201,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、52,000円)	311,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、80,000円)
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	350,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000円)	542,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、122,000円)
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	611,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、116,000円)	945,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、181,000円)
(f) 床面積の合計が10,000平方メートル	1,125,000円 (評価書面の添付がな	1,741,000円 (評価書面の添付がな

<u>ル以内のもの</u>	<u>にあつては、211,000円)</u>
<u>(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1,630,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)</u>
<u>(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>2,007,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、363,000円)</u>
<u>b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額</u>	
<u>(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u>	<u>40,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)</u>
<u>(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>65,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)</u>
<u>(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>116,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)</u>
<u>(d) 床面積の合計が3,000平方メー</u>	<u>216,000円(評価書面の</u>

<u>ルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>れたものにあつては、211,000円)</u>	<u>れたものにあつては、328,000円)</u>
<u>(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1,630,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、294,000円)</u>	<u>2,522,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、457,000円)</u>
<u>(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>2,007,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、363,000円)</u>	<u>3,105,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、563,000円)</u>
<u>b 認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額</u>		
<u>(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの</u>	<u>40,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)</u>	<u>61,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円)</u>
<u>(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>65,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、23,000円)</u>	<u>100,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、36,000円)</u>
<u>(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>116,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)</u>	<u>179,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、62,000円)</u>
<u>(d) 床面積の合計が</u>	<u>216,000円(評価書</u>	<u>334,000円(評価書</u>

<u>トルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>添付がなされたものにあつては、74,000円)</u>
<u>(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>358,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)</u>
<u>(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>665,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、227,000円)</u>
<u>(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u>	<u>926,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、311,000円)</u>
<u>(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>1,122,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、371,000円)</u>
<u>イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合</u>	<u>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該</u>

<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>面の添付がなされたものにあつては、74,000円)</u>	<u>面の添付がなされたものにあつては、115,000円)</u>
<u>(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>358,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)</u>	<u>554,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、193,000円)</u>
<u>(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの</u>	<u>665,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、227,000円)</u>	<u>1,030,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、352,000円)</u>
<u>(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの</u>	<u>926,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、311,000円)</u>	<u>1,433,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、482,000円)</u>
<u>(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>1,122,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、371,000円)</u>	<u>1,737,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、575,000円)</u>
<u>イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合</u>	<u>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出が</u>	<u>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出</u>

	<p>認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、16,000円）</p>
<p>(3) 法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p>	<p>1件につき 16,000円</p>

	<p>なかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>	<p>がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、16,000円）</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、26,000円）</p>
<p>(3) 法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料</p>	<p>16,000円</p>	

良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	
(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	1件につき 16,000円

注 (2)の項の床面積は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	
(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	16,000円

注1 この表において「評価書面」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面をいう。

2 (2)の項の床面積は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

27

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア 一の建築物の住戸（人の居住の用に供する共同住宅または長屋住宅の部分を用いる場合）について認定を受けようとする場合 (7) 戸数が1のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたもの）

別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）に対する審査の手数料 ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 (7) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	231,000円（評価書面の添付がなされたもの）

	にあつては、9,200円)
(イ) 戸数が2以上5以下のもの	78,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
(ロ) 戸数が6以上10以下のもの	103,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)
(ハ) 戸数が11以上25以下のもの	140,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
(ニ) 戸数が26以上50以下のもの	194,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、48,000円)
(ホ) 戸数が51以上100以下のもの	272,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
(ヘ) 戸数が101以上200以下のもの	363,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000円)
(ト) 戸数が201以上300以下のもの	471,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、

	のにあつては、14,000円)
b. 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
c. 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	512,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
d. 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	627,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円)
e. 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	738,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円)
f. 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	840,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円)
g. 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,043,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a. 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円(評価書面の添付がなされたもの

	155,000円)		
(ケ) 戸数が301以上400以下のもの	551,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、165,000円)	b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	にあつては、14,000円) 147,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、30,000円)
(コ) 戸数が401以上のもの	592,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、188,000円)	c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	232,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
イ 一の建築物について認定を受けようとする場合 (住戸について併せて認定を受けようとする場合を含む。)		d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、125,000円)
(7) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき		e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	359,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、156,000円)
a 一戸建て住宅	46,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、9,200円)	f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	419,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、194,000円)
b 共同住宅または長屋住宅	アに掲げる建築物の住戸の戸数の区分に応じて定める金額に、(a) から (e) までに掲げる建築物の住戸の部分以外の部分の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	540,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、270,000円)
(a) 床面積の合計が300平方メートル	114,000円 (評価書面	イ 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するものである場合	
		(7) 一戸建て住宅	

<u>以内のもの</u>	の添付がなされたもの にあつては、17,000 円)
(b) <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	178,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、34,000 円)
(c) <u>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	270,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、83,000 円)
(d) <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	343,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、 127,000円)
(e) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u>	407,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、 157,000円)
(イ) <u>認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき</u>	
a <u>床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	254,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、25,000 円)
b <u>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	385,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、43,000

a <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	45,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、8,000円)
b <u>床面積の合計が200平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	48,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、8,000円)
(イ) <u>共同住宅または長屋住宅</u>	
a <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	77,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、13,000 円)
b <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	121,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、23,000 円)
c <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	197,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、46,000 円)
d <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	278,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、80,000 円)
e <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	534,000円 (評価書面の添付がなされたもの にあつては、 126,000円)
f <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	936,000円 (評価書面の添付がなされたもの

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	円) 534,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、93,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	647,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、136,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	756,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、168,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	859,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、204,000円)
g 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,015,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、211,000円)
(ウ) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	住宅の用途に供する部分について(ア)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額に、住宅の用途以外の用途に供する部分について(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応

g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	のにあつては、188,000円) 1,709,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、283,000円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額

	じて定める金額を加 算した金額
(3)～(5) 省略	

注

- 1 この表において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって、認定の申請の区分に応じた規則で定めるものをいう。
- 2 (4)の項(5)の項において算定する場合を含む。)において(2)の項の規定により算定する場合における戸数および床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の戸数の2分の1(その数に1に満たない端数が生じたときは、これを切り上げた数)および床面積の合計の2分の1とする。
- 3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

(追加)

(3)～(5) 省略	

注1 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。

- 2 この表において「評価書面」とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって、認定の申請の区分に応じた規則で定めるものをいう。
- 3 (4)の項(5)の項において算定する場合を含む。)において(2)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。
- 4 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第69

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料	
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合	
(ア) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	

a 床面積の合計が 300 平方メートル未 満のもの	230,000 円 (評価書面 の添付がなされたも のにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以 上 2,000 平方メートル未満のもの	362,000 円 (評価書面 の添付がなされたも のにあつては、28,000 円)
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メートル未満のもの	510,000 円 (評価書面 の添付がなされたも のにあつては、79,000 円)
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メートル未満のもの	625,000 円 (評価書面 の添付がなされたも のにあつては、 123,000 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メートル未満のもの	736,000 円 (評価書面 の添付がなされたも のにあつては、 154,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メートル未満のもの	838,000 円 (評価書面 の添付がなされたも のにあつては、 192,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル 以上のもの	1,041,000 円 (評価書 面の添付がなされた ものにあつては、 268,000 円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未 満のもの	89,000 円 (評価書面 の添付がなされたも のにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以	145,000 円 (評価書面

<u>上 2,000 平方メートル未満のもの</u>	の添付がなされたもの にあつては、28,000 円)
c <u>床面積の合計が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メートル未満のもの</u>	230,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、79,000 円)
d <u>床面積の合計が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メートル未満のもの</u>	298,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 123,000 円)
e <u>床面積の合計が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メートル未満のもの</u>	357,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 154,000 円)
f <u>床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メートル未満のもの</u>	417,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 192,000 円)
g <u>床面積の合計が 50,000 平方メートル 以上のもの</u>	538,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 268,000 円)
<u>イ 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するものである場合</u>	
<u>(ア) 一戸建て住宅</u>	
a <u>床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの</u>	43,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、6,000 円)
b <u>床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの</u>	47,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、6,000 円)

(イ) 共同住宅または長屋住宅	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	76,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	119,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000 円)
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	195,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000 円)
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	276,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	532,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	934,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,707,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000 円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき	住宅の用途以外の用途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅

	の用途に供する部分 についてイに掲げる 建築物の区分に応じ て定める金額を加算 した金額
(2) 法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法 第 30 条第 2 項の規定による申出がある場合 に限る。)に対する審査の手数料	(1)の項の規定により 算定して得られる額 に、当該認定の申請に ついて法第 30 条第 2 項の規定による申出 がなかったとしたな らば、当該認定の申請 に係る建築物につい て、建築基準法第 6 条 第 1 項の規定による 建築物の確認または 同法第 18 条第 2 項の 規定による建築物の 計画の通知に対する 審査を受けるために 納付すべき手数料と して別表第 43 の規定 により算定して得ら れる額を加算した金 額
(3) 法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変更の認定の 申請(同条第 2 項において準用する法第 30 条 第 2 項の規定による申出がない場合に限 る。)に対する審査の手数料	(1)の項の規定により 算定して得られる金 額(法第 29 条第 2 項 第 3 号に掲げる事項 のみを変更する場合 にあつては、4,800 円)
(4) 法第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エ ネルギー消費性能向上計画の変更の認定の 申請(同条第 2 項において準用する法第 30 条	(3)の項の規定により 算定して得られる額 に、当該認定の申請に

<p>第2項の規定による申出がある場合に限る。) に対する審査の手数料</p>	<p>について法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(7) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>230,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)</p> <p>362,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000円)</p>

c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	510,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	625,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、123,000 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	736,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、154,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	838,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、192,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,041,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、268,000 円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	89,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000 円)
b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	145,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、28,000 円)
c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	230,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、79,000 円)
d 床面積の合計が 5,000 平方メートル	298,000 円 (評価書面

以上 10,000 平方メートル未満のもの	の添付がなされたもの にあつては、 123,000 円)
e 床面積の合計が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メートル未満のもの	357,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 154,000 円)
f 床面積の合計が 25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メートル未満のもの	417,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 192,000 円)
g 床面積の合計が 50,000 平方メートル 以上のもの	538,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 268,000 円)
イ 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するものである場合 (ア) 性能基準に適合するものとして認定を 受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が 200 平方メートル 未満のもの	43,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、6,000 円)
(b) 床面積の合計が 200 平方メートル 以上のもの	47,000 円 (評価書面 の添付がなされたもの にあつては、6,000 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル 未満のもの	76,000 円 (評価書面の 添付がなされたもの にあつては、11,000 円)

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	119,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000円)
(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	195,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000円)
(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	276,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000円)
(e) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	532,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000円)
(f) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	934,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000円)
(g) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,707,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000円)
(イ) 仕様基準に適合するものとして認定を受けようとするとき	
a 一戸建て住宅	
(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	22,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000円)

(b) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	23,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、6,000 円)
b 共同住宅または長屋住宅	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	36,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000 円)
(b) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	59,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、21,000 円)
(c) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	102,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、44,000 円)
(d) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	152,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、78,000 円)
(e) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	275,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、124,000 円)
(f) 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	462,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、186,000 円)
(g) 床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	807,000 円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、282,000 円)
ウ 認定を受けようとする建築物の一部が	住宅の用途以外の用

住宅の用途に供するものであるとき

途に供する部分についてアに掲げる評価の方法の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分についてイに掲げる建築物の区分に応じて定める金額を加算した金額

- 注1 この表において「標準入力法」、「主要室入力法」および「モデル建物法」とは、それぞれ建築物のエネルギー消費性能を適切に評価できる方法として規則で定めるものをいう。
- 2 この表において「評価書面」とは、建築物の性能を適正と評価した書面であつて、認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。
- 3 (3)の項((4)の項において算定する場合を含む。)において(1)の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1とする。
- 4 この表において「性能基準」および「仕様基準」とは、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)の規定に基づき定められた基準をいう。
- 5 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

滋賀県収入証紙条例新旧対照表

旧	新
<p>本則 省略</p>	<p>本則 省略</p>
<p>別表</p>	<p>別表</p>
<p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学考査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号までおよび第84号から第86号までに規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>	<p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第2条第1項第4号、第5号（高等学校の入学考査手数料に限る。）、第6号、第11号、第12号、第16号、第24号から第25号の2まで、第29号から第31号まで、第36号、第37号、第40号および第57号（屋外広告物講習受講料を除く。）ならびに同条第2項第1号、第3号（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の手数料に限る。）、第4号から第18号まで、第20号、第22号から第24号まで、第26号から第29号まで、第30号（家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定に基づく種畜証明書の書換え交付の手数料および同令第6条第1項の規定に基づく種畜証明書の再交付の手数料に限る。）、第32号から第34号の2まで、第36号から第43号まで、第44号（と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつまたは解体の検査の手数料に限る。）、第45号から第51号まで、第53号、第55号から第58号まで、第60号、第62号から第68号まで、第70号、第71号、第71号の2（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定に基づく犬または猫の引取りの手数料を除く。）、第72号から第76号まで、第79号から第83号まで、第84号から第86号までおよび第88号に規定する手数料</p> <p>(2)および(3) 省略</p>